

令和3年第2回本巢市議会定例会議事日程（第4号）

令和3年6月25日（金曜日）午前9時 開議

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第25号 本巢市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第26号 本巢市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第28号 市道路線の認定について
- 日程第5 議案第30号 令和3年度本巢市一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第6 報告第8号 専決処分の報告について（道路の陥没による事故に係る損害賠償）
- 日程第7 議案第31号 物品売買契約の締結について（消防ポンプ自動車（CD-I型））
- 日程第8 議案第32号 工事請負契約の締結について（（仮）根尾学園整備工事）
- 日程第9 議案第33号 令和3年度本巢市一般会計補正予算（第4号）について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	高橋勇樹	2番	今枝和子
3番	高田浩視	4番	寺町茂
5番	河村志信	6番	澤村均
7番	堀部好秀	8番	鏝本規之
9番	黒田芳弘	10番	臼井悦子
11番	道下和茂	12番	村瀬明義
13番	若原敏郎	14番	瀬川治男
15番	上谷政明	16番	大西徳三郎

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	大野一彦
教育長	川治秀輝	総務部長	久富和浩
企画部長	洞口博行	市民環境部長	村澤勲
健康福祉部長	高橋誠	産業建設部長	原誠
林政部長	饗場昌彦	上下水道部長	翠直樹
教育委員会 事務局長	青山英治	会計管理者	谷口博文

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会議務局長 内藤 睦雄

議会議事録 大久保 守康

議会議事録 山本 憲

議会議事録 松井 俊英

開議の宣告

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの出席議員数は16人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程第1 諸般の報告

○議長（黒田芳弘君）

日程第1、諸般の報告を行います。

各常任委員会からの報告をお願いいたします。

初めに、文教福祉委員会の報告を委員長に求めます。

文教福祉委員会委員長 若原敏郎君。

○文教福祉委員会委員長（若原敏郎君）

皆さん、おはようございます。

文教福祉委員会からの諸般の報告を行います。

6月21日午前9時から、真正分庁舎3階第1委員会室において文教福祉委員会を開催いたしました。

会議には委員6名が出席し、説明のため藤原市長、大野副市長、川治教育長、各所管部長のほか関係職員の出席を求め、付託案件1件、協議案件2件について審査を行いました。

審査・協議の前に、現地視察として原状回復請求調停事件に係る現地の状況を、庁舎3階から視察しました。

視察を終えた後、会議を再開し、初めに市民環境部の付託案件である議案第25号 本巢市印鑑条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

次に、議案第30号 令和3年度本巢市一般会計補正予算（第3号）のうち、健康福祉部に属する予算についての協議を行いました。

執行部からの補足説明はなく、質疑を行いました。

委員からは、新型コロナウイルスワクチン予約に係る電話予約の割合は、一つ、今後始まる64歳以下の方のワクチンの接種及び予約方法等の進め方について、どのように考えているのか。一つ、基礎疾患の定義について、市の考えはとの質疑がありました。

次に、議案第30号 令和3年度本巢市一般会計補正予算（第3号）のうち、教育委員会に属する予算についての協議を行いました。

執行部からの補足説明の後、質疑を行いました。

委員からは、現在の適応指導教室のたんぽぽで支援を受けている人数と、支援後復帰された人数は。一つ、不登校対策指導員は常駐か派遣か、また何名いるのか。本巢の学び舎には不登校等の子

が通うことで差別される心配があるが、市ではどう考えていますか、また柿の里は今後は教育施設としていくのか。一つ、体温検知カメラの設置台数の考え方及び発熱者への対応は、また設置されていない入り口から入場された場合の対策はどの質疑がありました。

以上、文教福祉委員会の報告といたします。

○議長（黒田芳弘君）

続いて、産業建設委員会の報告を委員長に求めます。

産業建設委員会委員長 大西徳三郎君。

○産業建設委員会委員長（大西徳三郎君）

6月22日午前9時から、糸貫分庁舎2階特別会議室において産業建設委員会を開催いたしました。委員会には委員6名が出席し、藤原市長、大野副市長、各所管部長のほか関係職員の出席を求め、付託案件2件、協議案件1件の審査を行いました。

審査・協議の前に、現地視察として、市道路線の認定並びに本丸いちご本圃・苗圃場の視察を行いました。

視察を終えた後、会議を再開し、初めに産業建設部の付託案件である議案第28号 市道路線の認定についての審査を行いました。

次に、協議案件である議案第30号 令和3年度本巣市一般会計補正予算（第3号）のうち、産業建設部に属する予算についての協議を行いました。

執行部からの補足説明はなく、質疑を行ったところ、委員から、一つ、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業で5,000円の商品券を全市民に配付されますが、交付金等の財源の内訳を伺いたい、また5,000円の商品券がどれだけ消費されたのか、決算で確認することは可能か。一つ、富有柿の里管理費に予算計上されている来庁者用体温検知カメラが高額だと感じますが、採用した機器の内容や見積りの金額の内容を伺いたい。一つ、麦・大豆生産性向上対策推進事業の事業主体2件はどこか、また湿害対策の具体的な内容をお伺いします。一つ、新規就農者経営安定支援事業で、今回の事業ではトマト栽培となっているが、他の作物でも支援は受けられるのかなどの質疑がありました。

続いて、上下水道部の付託案件である議案第26号 本巣市水道事業給水条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

以上、産業建設委員会の報告といたします。

○議長（黒田芳弘君）

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 議案第25号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（黒田芳弘君）

日程第2、議案第25号 本巣市印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第25号については、文教福祉委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに

結果の報告を求めます。

文教福祉委員会委員長 若原敏郎君。

○文教福祉委員会委員長（若原敏郎君）

議案第25号 本巢市印鑑条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告いたします。

執行部からは補足説明はなく、審査に入りました。

委員から、一つ、市として市民への周知の方法は考えていますかとの質疑に、執行部から、広報、ホームページ、CCNet等で周知を図ってまいりたいと考えていますとの答弁がありました。マイナンバーカードの普及状況についてはとの質疑に、執行部からは、交付件数としましては、令和2年度末で8,108件あり、交付率としましては23.72%で、5月末の最新の状況としましては、交付件数が9,810件で、交付率が28.7%ですとの答弁がありました。一つ、マイナンバーを利用してコンビニで印鑑証明の交付が可能となりますが、高齢者など詐欺の被害に遭わないように対策を検討してくださいとの要望がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告といたします。

○議長（黒田芳弘君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

文教福祉委員会委員長は自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第25号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第25号 本巢市印鑑条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決することに決定をいたしました。

日程第3 議案第26号及び日程第4 議案第28号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（黒田芳弘君）

日程第3、議案第26号 本巢市水道事業給水条例の一部を改正する条例について及び日程第4、

議案第28号 市道路線の認定についてを一括議題といたします。

議案第26号及び議案第28号については産業建設委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 大西徳三郎君。

○産業建設委員会委員長（大西徳三郎君）

議案第26号 本巢市水道事業給水条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告いたします。

執行部からは補足説明がなく、質疑を行いました。

委員から、一つ、コロナ禍で市民の皆様が苦慮されている中、なぜこの時期に条例改正されるのか、経過とともに理由をお伺いしますとの質疑に、執行部から、料金改定につきましては、段階的に増額改定を行うことはやむを得ない、また時期については、コロナ禍で先行きの見えない中、社会、経済状況を考慮し、1年先延ばしし、令和4年度とするとの水道事業運営審議会からの答申を踏まえて改定を予定しております。特に料金改定の趣旨については、町村合併以降初めて、18年ぶりの値上げであることを考慮し、広報やホームページなどでお知らせし、市民の理解と同意が得られるよう十分説明するため相当の周知期間が必要でありますので、この時期に本条例を上程したものですとの答弁がありました。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で御報告いたします。

○議長（黒田芳弘君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

8番 鏝本規之君。

○8番（鏝本規之君）

私も産建のメンバーでありまして、この件については賛成とはしましたけれども、引っかかるところもありまして、改めてこの場でお聞きをいたします。

委員長報告の中にあつたように、この水道料金の値上げというよりも改正という、これは18年ぶりであるということでもありますけれども、18年ぶりというんじゃなくて、これは合併したときに49名の先輩議員たちが、水道料金について合併をする4市町村の中で一番低い価格で決定をした。そして、議会が改選になり、新しい21名の議員になったとき、新しい議員ということは改選した後に改めて水道料金を検討するということがつけられていたと、私は先輩議員から伺っております。その中において、18年間、私も議員としてその18年の中の16年、正式には14年近く議員として水道関係の議案に対してきたわけでありましてけれども、値上げについてどうのこうのということについては、さほど議題になっていませんでした。私が議員になった当初は先輩議員が多数おりまして、新人議員は6名ということでありました。今、その新人議員で残っているのは半数の3名であります

けど、議長はじめ私と臼井議員の3名でありますけれども、その中においてでも、そういう議論が今までなされていなくて、そして、ようよう3年前に市長さんからの提言もあり、いろんなことありまして、働き方改革等々というものもありまして、また本巢市の財政も厳しいということもあり、また水道部長のほうからも水道事業に対して非常にづらい思いがあるというようなことがありまして、3年前に私も一般質問をした思いがあります。

一刻も早く上げるべきだという思いが非常に強うございましたけれども、結果としてこのコロナと大騒ぎしている、他県においては命につながる水であると、だから水道料金を期間限定ではあるにしても無償にするというようなことも報道されている市町村が多々ある中において、この本巢市において、どうして今、条例改正をして来年度から値上げをしなければいけないかというところに対して、どういうふうに私は考えても納得ができない、腹に収まりがつかない、上げることについては賛成でありますけれど。議員各位においてでも、このこともよく承知の上において、いつから上げるかということについては、議員各位慎重に判断をしていただいて、市民の負託に応えられるようなふうにしていただきたいと思っております。

そういう中で、先ほど委員長からの報告があったように、どうしてこの時期ですかということをお尋ねしたわけでありましてけれども、執行部からの回答そのものは明確な回答がありませんでしたので、委員長からどのようにまた後で聞かれたのかお伺いをいたします。

○産業建設委員会委員長（大西徳三郎君）

それでは、お答えをいたします。

今の議員の中で、合併協議会の委員は残っているのは僕一人かと思えます。それで、合併協のときの考え方というか、委員の考え方の中では、料金とかいろんなものは、とにかく一番下のところで合わせると、全てのことがそうですけど、とにかく合併することが目的であって、それが最優先だということで、合併しやすいように料金とかいろんなものについては全て一番下に合わせて、それでもって合併をするという、それが大前提であります。そのことが、この18年間手をつけなかったということも現実かと思えますけど、御承知のとおり、水道事業にしろ下水道事業にしろ、いろいろ事業そのものについては全て赤字ということで、必ずもう値上げして市民に負担というか相応の料金を払っていただく、これが原則かと思えます。

そんなことで、今回、来年の4月から料金改定をするということで、このことにつきましてはコロナということで1年延ばして令和4年度の4月からということで、審議会でもそのようになったということで、そのことは我々も十分理解できるということで、先ほど鏗本議員がいろいろ言われましたけど、我々議員としても今の責務として、もうこれ以上の市からの繰入れということは避けていかなければならない、そんな思いで議員全員が賛成であったということで、今回はどうしてもこのように条例改正をするということであります。

以上です。よろしいですか。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに。

[挙手する者あり]

6番 澤村均君。

○6番（澤村 均君）

確かに水道企業のほうは大変だということは分かるんですが、特に今、コロナの関係で低所得者、中小企業が大変苦しんでいる、そういう人たちに、要は減免措置とか、そういう特例というのをつくれという話は議論されませんでしたか、お尋ねします。

○議長（黒田芳弘君）

委員長 大西徳三郎君。

○産業建設委員会委員長（大西徳三郎君）

減免ということは、今回上がりませんでした。

しかし、岐阜県を見ておっても本県の料金は下のほうですね。だから、それを真ん中ら辺ぐらいに持っていく、そのことは、正直言って僕は市民の皆さんに理解してもらえないのではないかと、そんなことで委員の皆さんもそんな考えで、この条例を可決したということであります。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

委員長は自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者あり]

8番 鰐本規之君。

○8番（鰐本規之君）

私は先ほども言ったように産建の委員のメンバーでありまして、長いこと産建のメンバーでやっておりました。賛成討論、反対討論は、反対討論がないと賛成討論ができないということで、条例改正については反対の立場は本当はしたくないんですが、反対の立場から反対討論に参加をしますので、賛成討論のほうをよろしく願いして、反対討論を述べさせていただきます。

この水道料金の改正案については、改正すべき、簡単な言い方をすると料金の値上げをすべきというのは、私も理解をしております。18年間このことについてけんけんがくがくの議論がなされてこなかったのは、私も議員として深く反省をするところであります。

けれども、今回、この日本国において、また世界において、まれに見るような大災害と言ってもいいような、災害と言われるようなコロナが発生をし、市民の中の多くが難儀な生活をしているところにおいて、どうして今、来年の4月から料金体系を変えるということが正しい選択か否かということについて、非常に議員として腹の中に収まりが悪い。議員各位においても、それぞれの思いはあるであろうと思いますが、議員としての責務として、財政の適正な運用、市民のために何を

したらいいかということ適正に判断するというのも議員の責務であり、また何を優先順位にするかということの決定も議会が、議員が背負わされている責務であります。執行部は、あくまでも提案であり、決定は議会にあるわけであります。その中において、条例改正をするということについては、反対ではありませんけれども、市民に負担を負う、この時期が来年4月1日からということになることについては非常に納得ができませんので、議員各位においても、このことについて、来年度から料金の改正を行い市民に負担を負わせることについての正当性を示してもらいたく反対の討論といたしますので、よろしく願いをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

鏝本議員に確認をします。

先ほど自ら述べられておりましたが、先ほど産業建設委員会の委員長報告にありましたように、この議案につきましては全会一致で可決という委員会の決定の報告がございました。その後、議員におかれましては心変わりをしたというように判断をしてよろしいですか。

○8番（鏝本規之君）

はい、それで結構です。

○議長（黒田芳弘君）

ただいま反対の討論がございましたが、この議案に対して賛成の討論はございませんか。

[挙手する者あり]

13番 若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

反対討論が出ましたので、賛成討論したいと思います。

今回、水道料金を値上げするものですが、市民から見れば、できればこうした料金は今までどおり安いにこしたことはないと思ってみえることと思います。

この水道の給水事業は、一般会計から補助金を多く繰り入れております。赤字の事業運営であります。値上げの問題は、合併以来ずっとしなければならぬと思いつつ、市民感情からすると今までどおり維持していこうかということ18年間たつたと思います。また、執行部においても、一般質問か何かで、いずれは上げなければならないという、そういった答弁もされております。やはり理解してみえる方は、値上げをしなければ維持できないということは、今まで我々議員も分かっていたはずであります。

コロナ禍でどうして今なのかという疑問点を言われましたが、やはり以前から値上げの話は出ていたことと、たまたまコロナ禍になってしまったことと、このコロナは一般的に、ワクチン接種が進めばいずれ終息するということは分かっています。私は終息すると思っておりますので、来年4月からということなんです、今後の水道事業の健全な経営を保つためと、市民に安全な水道水を安定に供給するためには、今回の値上げもやむを得ないかなあと、こんなことを思っております。また施設もだんだん老朽化していきますので、それを更新するための財源確保も今から大切なことだと思っております。引き続き市民に安全な水道水を供給するために、今回の決断は正当なもの

考え、賛成討論とします。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに討論はございませんか。

〔挙手する者あり〕

6番 澤村均君。

○6番（澤村 均君）

この料金に対しては反対の立場から討論に参加をいたします。

命の水というんですかね、本巢市にはこの水の源流というんですか、きれいな水もあります。特色というふうに考えると、きれいな水を生かしていく、これは財源の問題なんで、水道、井戸水とかミネラルウォーターを本巢市で売って、金もうけをしてはどうかなんていう提言にはなるんですけど、きれいな一番源に住んでいる私たちの水道料金をなるべく安くするのが、ある意味この本巢市の特色に考えてはどうかということを考えますと、そういう努力も必要ではないかということで、反対の討論といたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいま反対の討論がございましたが、賛成の討論はございませんか。

〔挙手する者あり〕

3番 高田浩視君。

○3番（高田浩視君）

賛成の立場から御意見を述べさせていただきます。

今コロナ禍で大変だという状況がありましたけど、やはり本当に世の中の情勢を見たときに、コロナの影響を受けて困窮者というのは限られていると私は思っています。コロナの影響を受けて、今までと同じような生活をしている方も見えます。

そういう中で、これは誰が負担をしていくかということ考えたときに、やっぱり使っている人が正しい料金を払う、私たちの水道料金はこんなに費用がかかっているんだと、全て一般会計からの繰入れということは、市民全体もしくは国全体から負担してしまっていることになると思います。私たちはこれだけのお金をかけて、実際かかっているということをやっぱり実感していくためには必要だと思いますし、この料金はやっぱり今やるべきであって、もしも今後コロナが大変なことになりまして、もっと経済状態が困窮してくるということであれば、また半年以上の間において、いろいろ市として手当てはできる時間はあるとも考えますので、やはり早い決断をして、早い準備、今からしておくのが、僕は今やるべきだという意見でもって、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

どうか御賛同くださいますようお願いしたいと思います。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

これで討論を終わります。

これより議案第26号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数です。御着席ください。したがって、議案第26号 本巣市水道事業給水条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決することに決定をいたしました。

これより議案第28号を議題とします。

大西委員長。

○産業建設委員会委員長（大西徳三郎君）

議案第28号 市道路線の認定について、審査の経過と結果について報告いたします。

執行部からは補足説明はなく、質疑を行いました。

委員から、宗慶地内に係る開発道路の舗装表面の仕上げが粗かったように見受けられるがとの質疑に、執行部から、今後も現場の状況を確認し、舗装等に補修が必要な場合には、寄附採納後2年間は瑕疵担保がありますので、施工した事業者に補修をお願いしますとの答弁がありました。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（黒田芳弘君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

8番 鏝本規之君。

○8番（鏝本規之君）

私は産建のメンバーでありますけれども、委員長に改めて報告を兼ねて質問をいたします。

今報告があったように、施工業者に対して舗装の仕方が悪いというような御意見がありましたので、施工業者のところに直接社長に電話をかけて事情をお聞きしました。確かに見た目は悪いというような形でありますけれども、水はけをよくするためには粗く見えることもありますというような答弁がありましたけれども、私は専門家ではありませんので、議会が終わった後の話ですので、委員長としては報告ができませんでしたので、あえて私がこの場をお借りして報告みたいな形にしましたので、質問でございますけれども、そういう回答でございました。終わり。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

自席にお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第28号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第28号 市道路線の認定については原案のとおり可決することに決定をいたしました。

日程第5 議案第30号（質疑・討論・採決）

○議長（黒田芳弘君）

日程第5、議案第30号 令和3年度本巢市一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

7番 堀部好秀君。

○7番（堀部好秀君）

3号補正についてお聞きをしたいと思います。

今回、本巢市の管轄する公共施設に体温自動検知カメラが設置されることになっておりますけど、教育施設関係、幼稚園、小学校、中学校、これについて設置が検討されておられません。実際に小学校、幼稚園なんかでも感染者が出て、休園とか学級閉鎖とか行われております。なぜ今回この設置が行われないのかお聞きしたいと思います。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質疑についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

○教育委員会事務局長（青山英治君）

今回、小・中学校、幼稚園には台数的には見てございません。ここにつきましては、非接触型の体温計を昨年度の臨時交付金を財源に購入して対応をしております。

また、小・中学校におきましては、各御家庭に協力を求め、毎朝児童・生徒の体温を測定して登校させるということをお願いしてございますので、時々どうしても朝体温を測ってこられなかったという生徒の申出がありましたら、先生がそこで非接触型の体温計で測るという対応でしておりますので、学校のほうでは現状で対応できているという報告を受けておりますので、こういう対応をさせていただいております。

〔挙手する者あり〕

○議長（黒田芳弘君）

7番 堀部好秀君。

○7番（堀部好秀君）

実際、御父兄の方にお聞きすると、なかなか朝大変だということも聞いておりますし、実際正直な話、測っている暇がないので測らずに数字だけ書いて送り出すということもされているようですし、学校で玄関を見ていると、四、五人の先生が出てきて、一人一人の健康カードをチェックしてみえます。その状態がなかなか密になっておりますし、前は7時50分でしたけど今は8時にしてくれとか、そういうような時間枠も設けられて、先生方の負担にもなっているんじゃないかなあというふうに思っております。

今回設置される体温検知カメラ、これは今、根尾の診療所と外山の診療所にあるということをお聞きしましたので、私も実際に見てきましたけど、かなり性能のいいやつで、普通は顔を枠に合わせないとなかなか体温を測ってくれないんですけど、すぐ測ってくれて反応がいいやつなんです。そこまでじゃなくても、音声とかデジタル表示とかのやつだと大分もっと安価になると思いますし、産建の委員会のほうで、今回新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業のほうで、一般財源のほうで2,400万、これは何に使うのかということをお聞きしましたら、対策事業のほうで多分予算的に余裕ができるので、一般財源から出すことは多分ないだろうという回答をいただきました。ということは2,400万、単純な話でこれだけの大きなお金の余裕があるということになるんですね。ぜひ教育施設関係、もう一度検討していただくよう要望をします。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第30号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。御着席ください。したがって、議案第30号 令和3年度本巢市一般会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決することに決定をいたしました。

日程第6 報告第8号（上程・説明）

○議長（黒田芳弘君）

日程第6、報告第8号 専決処分報告についてを議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、本日追加提案させていただきました議案につきまして提案説明を申し上げたいと思います。

報告第8号 専決処分の報告について（道路の陥没による事故に係る損害賠償）についてでございます。

令和3年5月5日に本巢市見延地内の市道糸貫3092号線において発生した自動車事故につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により損害賠償金を決定し、和解する専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定によりこれを報告させていただくものでございます。

詳細につきましては、後ほど産業建設部長から御説明申し上げますのでよろしくお願いいたします。

○議長（黒田芳弘君）

報告第8号の補足説明を原産業建設部長に求めます。

原部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、報告第8号 専決処分の報告につきまして補足説明をさせていただきます。

お手数でございますが、議案書2ページ、専決処分書を御覧いただきたいと思っております。

相手方につきましては、揖斐郡大野町大字中之元970番地11、大崎令氏でございます。

事故の概要といたしましては、令和3年5月5日午後8時30分頃、本巢市見延地内の市道糸貫3092号線を東進したところ、アスファルト舗装の一部が陥没しており、進入した際、左前輪、左後輪のタイヤ及び左前輪のアルミホイールを損傷したものでございます。

和解の内容といたしましては、損害賠償金を支払い、市及び相手方は本件事故に関し、その他の債権債務がないことを相互に確認しております。

損害賠償金額につきましては3万6,252円、ただし賠償金につきましては全国町村会総合賠償補償保険により対応するものであります。

過失割合につきましては、本市の管理する市道のアスファルト舗装の一部が陥没しており、道路管理に瑕疵があったこと、また運転者には本来、運転中の高度な前方注意義務が求められるが、夜間で天候が悪い中で陥没箇所を視認することは通常よりも困難であったことは否めない、こういったため全国町村会総合賠償補償保険の幹事会社の専門的な判例の分析によりまして、過失割合は市側7割となりました。

補足説明は以上でございます。

日程第7 議案第31号及び日程第8 議案第32号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（黒田芳弘君）

日程第7、議案第31号 物品売買契約の締結について及び日程第8、議案第32号 工事請負契約の締結についてを一括議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明申し上げます。

議案第31号 物品売買契約の締結について（消防ポンプ自動車（CD-I型））についてでございます。

消防ポンプ自動車の購入について、売買契約を締結するに当たり、本巣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第32号 工事請負契約の締結についてでございます。（仮称）根尾学園整備工事についてでございます。

（仮称）根尾学園整備工事について、請負契約を締結するに当たり、本巣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上の詳細につきましては、議案第31号及び議案第32号、いずれも総務部長からそれぞれ御説明を申し上げますので、よろしくお議決のほうお願い申し上げます。

○議長（黒田芳弘君）

議案第31号及び議案第32号の補足説明を久富総務部長に求めます。

久富部長。

○総務部長（久富和浩君）

それでは、議案第31号 物品売買契約の締結について（消防ポンプ自動車（CD-I型））の補足説明をさせていただきます。

消防ポンプ自動車の購入につきましては、本市の更新計画に基づき、20年ごとに更新するものでございます。今年度更新いたします消防ポンプ自動車は、平成14年度に購入いたしました第5分団の消防ポンプ自動車でございます。

追加議案の3ページをお開きください。

消防ポンプ自動車（CD-I型）の購入につきまして、本年6月1日に入札を執行し、6月4日に岐阜ヤナセ株式会社代表取締役 近藤登志満氏と仮契約を締結したところであります。

なお、仮契約書につきましては、議案の概要1ページから5ページの写しのとおりでございます。初めに物品名でございますが、消防ポンプ自動車（CD-I型）でございます。

CD-I型消防ポンプ自動車は、キャブオーバー、ダブルキャブの消防専用シャーシを使用した消防車でございますが、この車両本体のほか、動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令に規定いたしますA1級ポンプ、装備等に加え、その他附属品一式でございます。

次に、納入場所でございますが、本巢市役所糸貫分庁舎でございます本巢市消防団第4・5分団車庫でございます。

次に、契約方法でございますが、指名競争による入札でございます。

議案の概要6ページには入札執行一覧表がございますが、7者を指名し、入札を執行したものでございます。

次に、履行期限、納期限でございますが、令和4年3月18日としております。

次に、契約金額でございますが、消費税及び地方消費税を含みまして2,321万円でございます。

以上、議案第31号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第32号 工事請負契約の締結について（（仮）根尾学園整備工事）の補足説明をさせていただきます。

追加議案の4ページをお開きください。

（仮）根尾学園整備工事につきましては、本年6月1日に入札を執行し、6月4日に上村建設株式会社代表取締役 上村聖二氏と仮契約を締結したところでございます。

なお、資料につきましては、議案の概要7ページ以降にございます写しのとおりでございます。

初めに工事名でございますが、（仮）根尾学園整備工事でございます。

工事の概要といたしましては、鉄骨平家建ての増築部分207.22平方メートルには、特別活動室や多目的トイレ、配膳室等を整備し、改修工事の内容につきましては、校舎2・3階の手洗い場の設置、2階トイレの改修や、根尾小学校の遊具の移設でございます。

次に、工事場所でございますが、根尾中学校でございます。

契約方法でございますが、事後審査型制限付一般競争入札により行っております。

議案の概要8ページには入札執行一覧表がございますが、この5者が入札に参加をいたしました。

次に、契約金額でございますが、消費税及び地方消費税を含みまして1億6,390万円でございます。

以上、議案第32号の補足説明とさせていただきます。

○議長（黒田芳弘君）

議案第31号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第31号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第31号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第31号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第31号 物品売買契約の締結については原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第32号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第32号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第32号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第32号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第32号 工事請負契約の締結については原案のとおり可決することに決定をいたしました。

日程第9 議案第33号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（黒田芳弘君）

日程第9、議案第33号 令和3年度本巣市一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第33号 令和3年度本巣市一般会計補正予算（第4号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,451万2,000円を増額するものでございます。

歳入といたしましては、新型コロナウイルスワクチン感染症生活困窮者自立支援金事業費補助金及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金の新規計上でございます。

また、歳出といたしましては、7月から生活困窮世帯の就労による自立を図るための支援金支給に伴う生活困窮者自立支援金の新規計上及び高齢者の新型コロナウイルスワクチン接種を7月末までに期間を短縮して実施するための委託料の増額でございます。

詳細につきましては、後ほど副市長から御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（黒田芳弘君）

議案第33号の補足説明を大野副市長に求めます。

大野副市長。

○副市長（大野一彦君）

それでは、議案第33号 令和3年度本巣市一般会計補正予算（第4号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、追加議案のつづりの4ページの次のページにございます一般会計補正予算書（第4号）の1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,451万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を188億3,287万4,000円とするものでございます。

それでは、6ページをお開き願います。

歳入の事項別明細書でございますが、国庫支出金、国庫補助金の2目民生費国庫補助金354万円につきましては、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、緊急小口資金等の特例貸付けを利用できない世帯で、一定の要件を満たす生活困窮世帯に対する自立支援金を支給するための補助金でございまして、補助率は10分の10でございます。

その下の3目衛生費国庫補助金9,097万2,000円につきましては、65歳以上の高齢者へのワクチン接種を7月末までに終えるための体制確保に要する費用に対する補助金でございまして、補助率は10分の10でございます。

次に、7ページをお開き願います。

歳出の事項別明細書でございます。上段の民生費、社会福祉費の1目社会福祉総務費354万円につきましては、歳入で御説明を申し上げました新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給に係る扶助費の新規計上でございます。

中段の衛生費、保健衛生費の3目予防費8,776万7,000円につきましても、歳入で御説明を申し上げましたワクチン接種体制確保に係る運営業務委託料6,136万7,000円と、医師への時間外接種をお

願いするための予防接種委託料2,640万円でございます。

なお、財源内訳でございますが、320万5,000円の歳入超過につきましては、既存予算への振替によるものでございます。

一番下の予備費につきましては、財源調整のため320万5,000円を増額させていただくものでございます。

以上、補正予算（第4号）の補足説明とさせていただきます。

○議長（黒田芳弘君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第33号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第33号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第33号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第33号 令和3年度本巢市一般会計補正予算（第4号）については原案のとおり可決することに決定をいたしました。

閉会の宣告

○議長（黒田芳弘君）

以上で本会議に提出された案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和3年第2回本巢市議会定例会を閉会といたします。

23日間にわたりまして大変お疲れさまでした。

午前10時18分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 黒 田 芳 弘

署 名 議 員 白 井 悦 子

署 名 議 員 道 下 和 茂